

（騒音防止装置）

第二十七条 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 （専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条及び次条において同じ。）を除く。） 車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	九十二
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十九
小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十六
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十四

2 昭和五十二年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十二年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項又は第十九項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した

値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のもの	七十四	八十五
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	八十四

3 昭和五十四年十一月三十日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外のもの）にあつては昭和五十五年二月二十九日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。）にあつては昭和五十四年八月三十一日、輸入された自動車にあつては昭和五十六年三月三十一日）以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第一項及び第二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十四年一月一日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和五十四年四月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十九
	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	七十八	八十七
	車両総重量が三・五トン以下のもの	七十四	八十三
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、		七十	八十二

小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	八十三

4 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって昭和五十八年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、昭和五十九年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって昭和五十七年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項、第十三項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十デシベル
- 二 加速走行騒音 八十一デシベル

5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものであって昭和五十九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、昭和六十年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和五十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十八デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和六十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項か

ら第三項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和五十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十六
	車両総重量が三・五トン以下のもの	七十四	八十一

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第二項、第三項及び第六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自	車両総重量が三・五トンを超え、原	八十	八十六

自動車及び軽自動車 （専ら乗用の用に 供する乗車定員十 人以下の自動車及 び二輪自動車を除 く。）	動機の最高出力が百五十キロワット を超えるものであって、専ら乗用の 用に供するもの以外のものうち、 すべての車輪に動力を伝達できる構 造の動力伝達装置を備えたもの、セ ミトレーラを牽引する牽引自動車及 びクレーン作業用自動車以外のもの		
	車両総重量が三・五トン以下のもの のうち、すべての車輪に動力を伝達 できる構造の動力伝達装置を備えた もの	七十四	八十一
軽自動車（二輪自動車に限る。）		七十四	七十八

8 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの（専ら乗用の用に供するもの以外のものであってすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であって昭和六十二年十月三十一日（輸入された自動車にあっては、昭和六十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第七項及び第十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和六十一年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 八十デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の六十パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ二十メートル離れた地上高さ一・二メー

トルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年十二月三十一日）
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和五十年十二月三十一日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和五十三年十二月三十一日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和六十一年五月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成元年三月三十一日）

10 小型自動車（二輪自動車に限る。）であつて昭和六十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成元年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、前項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

一 定常走行騒音 七十四デシベル

二 加速走行騒音 七十八デシベル

11 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年十二月
--------------------	---

	三十一日)
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和五十年十二月三十一日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和五十三年十二月三十一日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和六十三年五月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成三年三月三十一日）

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和四十六年三月三十一日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあっては、同年十二月三十一日）
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和五十年十二月三十一日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和五十三年十二月三十一日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	平成元年五月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成四年三月三十一日）

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第九項、第十一項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車（細目告示第五条第八号に規定する騒音防止装置指定自動車をいう。以下同じ。）、認定を受けた型式認定自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	八十五	百七

であって、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの		
専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	八十五	百三
軽自動車（二輪自動車に限る。）	八十五	九十九

- 14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第四項まで、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、認定を受けた型式認定自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十三
専ら乗用の用に供する乗車定員六人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	七十	七十八
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

- 15 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 八十五デシベル
- 二 近接排気騒音 百三デシベル

16 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であって、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 八十五デシベル
- 二 近接排気騒音 百三デシベル

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第三項、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第十五項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十四デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

18 専ら乗用の用に供する乗車定員七人以上十人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成十三年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十四年三月三十

【2008.12.26】第27条（騒音防止装置）

一日）以前に製作されたもの（第二項から第四項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項若しくは同令第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（ロに掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	八十五	百五
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	八十五	百三
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	八十五	百三

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（ロに

掲げる自動車にあっては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十八項及び前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十八	八十三
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が一・七トンを超え三・五トン以下のもの	七十四	七十八
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	七十四	七十八

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成十四年八月三十一日（イ及びハに掲げる自動車にあっては、平成十五年八月三十一日）以前に製作されたもの（第九項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であれば

よい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	百七
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十一人以上であってすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	八十五	百五
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	八十五	九十九

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成十四年八月三十一日（イ及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十	八十三
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用	七十八	八十三

の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十一人以上であってすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの		
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十五

23 内燃機関を原動機とする自動車であって、平成二十二年三月三十一日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第四十条第二項の規定にかかわらず、破損及び腐食がないものであればよい。

24 内燃機関を原動機とする自動車であって、平成二十二年三月三十一日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第百十八条第二項及び第三項並びに第百九十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

- 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- 二 消音器本体が切断されていないこと。
- 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- 四 消音器に破損及び腐食がないこと。